

様式第 16 号(第 12 条関係)



令和 7 年 4 月 21 日

三豊市長 山下 昭史 様

所在地 三豊市詫間町詫間 1338 番地 127

名称 特定非営利活動法人

まちづくり推進隊詫間

氏 名 理事長 猪 兒 勇 二

電話番号 : 0875-83-3639

地域内分権推進交付金実績報告書

令和 6 年 4 月 1 日付け三政地第 5 号により、交付金の交付決定を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 9,658,000 円
2. 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支計算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類
助成金交付要綱

第1号議案

令和6年度の事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊託問

1. 事業の報告

移譲業務においては、従来の窓口サービスや行政サービスが低下しないよう、適切に執行した。また、自主事業としては、環境美化推進事業や防災に関連するイベントを地域団体と協力し、開催した。まちづくり推進隊への理解と協力を得るため行政と連携し、交通安全キャンペーンなどの各種行事への積極的な参加を促した。さらに、広報紙の発行やホームページ、フェイスブックの更新・発信を通じて、広報啓発活動の推進に努めた。自主事業を企画・立案する3部会では、「安全教育支援」や「健康講演会の開催」、「まちの魅力づくり発信拠点事業」などを実施し、地域住民の参加を促進した。会員の協力のもと、自主的なまちづくりの推進ができた。

2 移譲業務

自治会活動との連携に関する事業

事業名	三豊市自治会連合会託問支部事務局				
事業内容	<ul style="list-style-type: none">自治会連合会託問支部の運営に関する一切の事務 (総会は4/20に開催。)地区衛生組織連合会託問支部と共催 (5/21 研修会 愛媛県今治市クリーンセンター・来島海峡海上センター) (9/8 さぬき瀬戸クリーンリレー2024) (11/9 せとうちクリーンアップin託問)役員会の開催 (4月・8月・3月 開催)自治会長からの要望事項に関する連絡調整に関すること。広報「みとよ」等自治会配布物の手配に関すること。三豊市行政サービスを託問町全域の住民に対する提供業務の推進行政と住民との連携、住民力の向上に資する。				
実施日時	通 年				
実施場所	託問町全域				
受益者	自治会長及び託問町住民				
本事業の評価	自治会活動における地域の連帯感を強化し、住民の安心・安全を支える取り組みを事務局として支えることができた。	次年度以降の実施予定	○ 継続・廃止		
決算額	収入額	285,000 円	支出額	285,000 円	
	内訳	交付金	285,000 円	内訳	支払助成金
		(自治会連合会託問支部 (別会計) へ支払う、@5千円 x 自治会数 57)			

事業名	三豊市地区衛生組織連合会詫間支部事務局		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区衛生組織連合会詫間支部の運営に関する一切の事務を行った。 (総会は4/20開催、役員会の実施等)。 ・家庭排水路清掃助成事業に関して、補助金を交付した(31自治会1団体35件)。 ・ごみステーション設置補助事業に関して、補助金を交付した(4件)。 ・環境保全活動の推進に関すること。(散乱ごみ回収、ボランティア清掃、不法投棄、粗大ごみ・分別収集等、カールアップ貸出)。 ・資源回収(1~6分館 年3回)の実施に関する一切の事務を行った。 第1回 5月~6月 第2回 9月~10月 第3回 1月~2月 ・田井汚泥仮置場維持管理業務に関すること。 ・三豊市自治会連合会詫間支部と共催 (5/21 研修会 愛媛県今治市クリーンセンター・来島海峡海上交通センター) (9/8 さぬき瀬戸クリーンリレー2024) (11/9 せとうちクリーンアップin詫間) 		
実施日時	通 年		
実施場所	詫間町全域		
受益者	詫間町住民		
本事業の評価	自治会の活動を助け、地域の環境問題に対して解決に向け進めることができた。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円
	内訳		内訳 三豊市地区衛生組織連合会詫間支部(別会計)として実施

事業名	防犯・防災事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全啓発街頭キャンペーン 4/10(27人参加) 7/5(29人参加) 9/30(33人参加) ・三豊交通安全ボランティア活動推進連絡会に関すること。 ・グリーンパトロール隊の手配及び連絡調整に関すること。 		
実施日時	通 年		
実施場所	旧詫間庁舎交差点前・詫間町全域		
受益者	詫間町住民	従事人数	130 人
本事業の評価	地域の防犯・防災について活動する人達を助け、活動を円滑に進める環境を作ることができた。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止
決算額	収入額	4,809 円	支出額 4,809 円
	内訳	交付金 4,809 円	内訳 食糧費 4,809 円

事業名	公共施設管理事業					
事業内容	詫間町内3施設について、以下の業務を行った。 ・消耗品補充・軽微な修繕					
実施日時	通 年					
実施場所	詫間ふれあい交流館、粟島開発総合センター、志々島老人憩いの家					
受益者	詫間町住民			従事人数	12 人	
本事業の評価	管理施設が3施設に減少したが、施設管理者と連携をとりながら事業を推進し、施設維持は順調に行われた。			次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額		20,370 円	支出額		20,370 円
	内訳	交付金	20,370 円	内訳	消耗品費	20,370 円

3 自主事業

事業名	コミュニティ施設指定管理事業					
事業目的	詫間町全域の住民に対する三豊市行政サービスの提供業務					
事業内容	<p>松崎コミュニティセンターは、松崎地区に位置する地域施設であり、地域住民の自発的な活動を支援する重要な役割を担っている。</p> <p>利用者の利便性を考慮し、施設の軽微な修理や保全にも対応。地域のつながりを深め、活力と魅力あふれるコミュニティの実現を目指し、さまざまな催しを展開し、新たな公共サービスの充実に向けて施設の運営に尽力した。</p> <p>また、指定避難場所として、今後の防災・減災に対する危機管理意識の向上、継続の必要性を啓発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/23 第1回たくまるしえ開催（集客800人） ・2/8 防火避難訓練（利用者・松寿会他24人参加） ・2/9 第2回たくまるしえ開催（集客 1,200人） 					
実施日時	通 年					
実施場所	松崎コミュニティセンター					
受益者	詫間町民 コミュニティセンター利用者他			従事人数	500 人	
本事業の評価	松崎コミュニティセンターの一般利用のリピーターが増え、利用料、稼働率が増加。今年度で事業満了。			次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額		3,294,392 円	支出額		3,294,392 円
	内訳	受託事業収益	2,503,000 円	内訳	業務委託費	1,390,650 円
		受取利息	332 円		諸謝金	3,000 円
		受取負担金	252,900 円		使用料	28,548 円
		純収益	12,276 円		通信運搬費	89,550 円
		繰越金	525,884 円		消耗品費	71,016 円
				修繕費	55,440 円	
			水道光熱費	1,115,498 円		
			保険料	25,490 円		
			租税公課	70,200 円		
			給料手当	445,000 円		

事業名	広報・広聴活動事業				
事業目的	地域内分権を推進するための広報公聴活動を促し、住民意識の高揚と醸成のため				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ及びフェイスブックのリニューアルによる情報発信 ・「まちだより」 7月1回発行 ・7/6第1回理事研修「まちづくり活動を活発にするための人・事業との関わり方」を開催（マリンウェーブ会議室）日本サードセクター経営者協会 執行理事藤岡貴美子氏講演（23人参加） ・11/9～10 文化祭でまちづくり推進隊訪問活動の記録を展示（11/22までマリンウェーブにて継続展示） ・12/19地域観光ガイド育成研修に参加 ・1/11、1/25令和6年度香川県NPOマネジメント講座参加 ・2/12地域活性化先進事例勉強会in西条市に参加 				
実施日時	通年				
実施場所	詫間町内				
受益者	三豊市民 まちづくり会員 まちづくり推進隊高瀬 まちづくり推進隊みの	従事人数	のべ50人		
本事業の評価	活動報告はSNSを利用し随時発信。更なる周知が必要。 理事研修には、高瀬、みのの役員が参加。次年度に再検討。	次年度以降の実施予定	継続・廃止		
決算額	収入額 142,216 円		支出額 142,216 円		
	内訳	交付金	142,216 円	内訳	業務委託費 38,500 円
					印刷製本費 72,600 円
					旅費交通費 22,690 円
					消耗品費 1,386 円
					賃借料 7,040 円

事業名	志々島活性化事業				
事業目的	島民と、来訪者の安全確保と島の活性化と魅力向上				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループによる草刈りを開催 第1回 6/3詫間町公民館、志保山会、健康度向上部会で清掃を行った。37人参加 第2回 11/29詫間町公民館、香川西高等学校野球部・陸上部、健康度向上部会で清掃を行った。64人参加 ・大楠周辺、楠の倉展望台、横尾の辻等の遊歩道の確保、景観確保のための草刈り整備は地元住民で定期的に行い、来島者の安全を確保した。 				
実施日時	通年				
実施場所	志々島の大楠周辺、楠の倉展望台、横尾の辻への遊歩道 等				
受益者	来島者	従事人数	のべ120人		
本事業の評価	志々島への関心が高まっている中、来訪者の安全確保に大変役立っている。また活動への参加者が増加している。	次年度以降の実施予定	継続・廃止		
決算額	収入額 238,485 円		支出額 238,485 円		
	内訳	交付金	238,485 円	内訳	業務委託費 95,500 円
					諸謝金 36,468 円
					旅費交通費 13,720 円
					消耗品費 21,498 円
					車両燃料費 5,299 円
		借上料 66,000 円			

事業名	環境美化活動推進事業						
事業目的	町内の環境美化活動を推進するため						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内一斉清掃 各自治会単位で実施。1回目 7/14・2回目 12/1 (粟島からのゴミ運搬方法が10月から変更) ・ 11/3 詫間ゆめ街道クリーン作戦実施。市内外企業から300人参加。まちづくり6人参加。550kgのゴミを収集。 						
実施日時	上記						
実施場所	詫間町全域						
役務提供者	詫間町住民 町内企業団体 他						
受益者	詫間町住民	従事人数	2,000 人				
本事業の評価	定期的に行う事により町民へ美化活動への関心を高められている。詫間ゆめ街道クリーン作戦は来年度対応しない。	次年度以降の実施予定	継続・廃止				
決算額	収入額		232,290 円	支出額		232,290 円	
	内訳	交付金	232,290 円	内訳	業務委託費	226,710 円	
					諸謝金	3,000 円	
					通信運搬費	2,580 円	

事業名	防災フェスタ開催事業						
事業目的	日頃の防災、減災に対する意識を継続する必要性を啓発するため						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関するイベント「たくま防災フェスタ2024」の開催については充実した運営が出来た。(たくま防災フェスタ実行委員会) ・ 香川県交通安全協会に協力を依頼し、「まなぶちゃん」などを使用した体験型学習、給水車、消防車、パトカー、投光車の展示を行った。 ・ 「VRによる津波体験」など、災害時の疑似体験を通じて学んだ。 ・ 神田下自治会による避難訓練を実施した。 						
実施日時	12/8						
実施場所	マリンウェーブおよび駐車場						
受益者	詫間町住民 他	従事人数	200 人				
本事業の評価	新たな技術に触れるなどして、防災に関する知識が深まった。	次年度以降の実施予定	継続・廃止				
決算額	収入額		115,355 円	支出額		115,355 円	
	内訳	交付金	115,355 円	内訳	業務委託料	440 円	
					通信運搬費	6,740 円	
					消耗品費	40,558 円	
					賄材料費	22,959 円	
					車両燃料費	3,388 円	
			賃借料	41,270 円			

事業名	防災活動推進事業					
事業目的	防災意識の継続的な啓発					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する事業の検討。 ・ 防災意識を日常的に維持するための取り組み。 ・ 自主防災組織が地域住民の防災意識を高め、災害に対する備えを常に意識することの重要性を広く伝えた。 					
実施日時	通年					
実施場所	詫間町内					
受益者	詫間町住民	従事人数	のべ150人			
本事業の評価	より多くの住民が自主防災組織に参加し、積極的に防災活動を支えることが重要	次年度以降の実施予定	○継続・廃止			
決算額	収入額	125,698 円	支出額	125,698 円		
	内訳	交付金	125,698 円	内訳	通信運搬費	26,190 円
					消耗品費	99,508 円

事業名	交通安全教育支援事業					
事業目的	事故を無くし、安全推進を図る					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教室（紙芝居）松崎小学校6/30・詫間幼稚園12/16 ・ 町内小学校6年生に防災標語の募集をした。 ・ 詫間小学校78句、松崎小学校14句 計92句の作品応募があり、最優秀賞1作品、優秀賞3作品、入賞作品をたくま防災フェスタ2024にて表彰した。 					
実施日時	6月～12月					
実施場所	各小学校					
受益者	町内各小学校6年生 町内幼稚園 保育所	従事人数	100人			
本事業の評価	子供達が自分で標語を考えることで、安全への理解を深めるきっかけになっている。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止			
決算額	収入額	41,539 円	支出額	41,539 円		
	内訳	交付金	41,539 円	内訳	諸謝金	38,206 円
					消耗品費	3,333 円

事業名	「まち歩きで創る人の輪」推進事業					
事業目的	健康を図ると共に、地域住民の繋がりを広げる					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2・第4火曜日の2回、ラジオ体操の後に町内外を1時間～1時間30分のウォーキングを行っている。毎回20～30人が参加し、健康増進につなげている。 ・県外ウォーキングとして、愛媛県今治市で来島海峡大橋ウォーキングを開催した。(11/26 45人参加) ・市外ウォーキングとして、宇多津町の小街ウォーキングを行った。(12/10 23人参加) ・島ウォーキングとして、粟島ウォーキングを行った。(2/21 31人参加) 					
実施日時	通年					
実施場所	詫間町、三豊市、愛媛県今治市 他					
受益者	健康度向上部会員、三豊市民	従事人数	延べ180人			
本事業の評価	定期的に開催することで参加者が増え、海岸清掃などを通じて地域が美しくなると同時に、健康増進にもつながる。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止			
決算額	収入額	183,180 円	支出額	183,180 円		
	内訳	交付金	70,680 円	内訳	旅費交通費	166,360 円
		受取負担金	112,500 円		燃料費	5,820 円
					研修費	11,000 円

事業名	健康づくり推進事業					
事業目的	健康増進を促し、寝たきりを防ぎ、医療費の増加を防ぐ。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康講演会を開催 地域住民の健康に対する意識を高めることを目的として開催した。講師としてみとよ市民病院のこころ科（精神科）心療内科診療部長である奥平先生をお招きし、実際の症例を交えたうつ病・不安症を中心とした講演を行った。三豊市健康課・そごう薬局に協力いただき、健康測定会・健康体操・生活習慣のポイントに関するセッションも行った。約200人参加した。 ・開催のためにチラシ、ポスター等の作成、当日の来場者誘導、駐車場警備、アンケート、受付を行った。 					
実施日時	2/11					
実施場所	マリンウェーブ イベントホール					
受益者	参加者	従事人数	50人			
本事業の評価	多くの人を知りたいと思う健康に関する情報を発信することで、健康意識が高まる機会となった。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止			
決算額	収入額	164,060 円	支出額	164,060 円		
	内訳	交付金	158,660 円	内訳	業務委託料	15,000 円
		受取負担金	5,400 円		諸謝金	62,000 円
					印刷製本費	66,550 円
			会議費		715 円	
			旅費交通費		225 円	
			消耗品費		3,190 円	
		賃借料	16,380 円			

事業名	里山巡りで健康づくり事業						
事業目的	安全で気軽に登れる山を増やす事により運動意欲を高める						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詫間町公民館第3分館による高尾木山整備を1回行った（3/2） ・ 詫間保育所5歳児21人父兄が参加して3/7に高尾木山登山。 詫間町公民館第3分館役員5人とまちづくり推進隊、健康度向上部会の有志6人の計11名で登山補助を行った。 ・ 里山マップ（城山・横尾の辻・紫雲出山・三崎灯台）を1,500部増刷し、各所で利用いただいた。 ・ 竜王山の里山マップ作成のため、下見を行い、マップデザインを行った。 						
実施日時	2/14、2/25、3/2、3/7						
実施場所	高尾木山 竜王山 他						
受益者	詫間保育所、詫間町民、三豊市民、登山者	従事人数	60人				
本事業の評価	登山というツールを使って子供と共に自然を満喫できる。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止				
決算額	収入額 128,618 円		支出額 128,618 円				
	内訳	交付金	128,618 円	内訳	業務委託料	49,500 円	
						諸謝金	10,500 円
						印刷製本費	66,770 円
						燃料費	1,848 円

事業名	健康づくり農園管理事業						
事業目的	自分で栽培し、収穫する喜びから、自然と身体を動かすことが苦ではなくなる						
事業内容	6区画、全区画が利用され、1年を通して季節の農産物の栽培に取り組み、健康増進に役立っている。						
実施日時	通年						
実施場所	池尻地区の健康づくり農園						
受益者	利用者	従事人数	12人				
本事業の評価	継続を希望する利用者が多い事から、満足度が分かる。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止				
決算額	収入額 21,860 円		支出額 20,340 円				
	内訳	受取負担金	21,860 円	内訳	水道光熱費	13,860 円	
			円			賃借料	6,480 円
			円				円

事業名	まちの魅力づくり発信拠点事業			
事業目的	地域の活性化を図り、地域の利便性を上げ、地域交流の場の提供			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・たくまるしえの開催（2回） 第1回7/14 800人、第2回2/9 1200人、のべ2000人の参加があり、松崎コミュニティセンターの活用とまちの魅力向上、地域製品の知名度向上につながった。 また、のべ71出店のうち23店の新規出店があり、多種多様な出店内容が多くの動員とにぎわいづくりにつながった。 			
実施日時	通年			
実施場所	松崎コミュニティセンター			
受益者	詫間町住民 参加者	従事人数	のべ100人	
本事業の評価	マルシェがにぎわいを創出し、地域の活性化につながり、出店者、参加者共に増加。次回を期待している人が多い。	次年度以降の実施予定	（継続）廃止	
決算額	収入額 141,510 円		支出額 141,510 円	
	内訳	交付金 93,010 円	内訳	諸謝金 63,765 円
		受取負担金 48,500 円		印刷製本費 49,863 円
				消耗品費 15,282 円
			租税公課 12,600 円	

事業名	ふるさと文化継承推進事業			
事業目的	魅力ある観光資源を発信し、まちの活性化を図る事業を展開し、交流人口の増加につなげる			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・詫間案内人養成講座を5回開催。（のべ58人参加） 第1回6/16「粟島の魅力を発見しよう」、第2回6/29「詫間町の歴史や文化を学ぼう」、第3回7/27「詫間町の浦島太郎伝説」、第4回8/17「海の仕事を知ろう」、第5回9/7「粟島の案内人になろう」を開催。地域の方から様々な話を聞き、詫間町の歴史や魅力を知ることができた。その情報を島お手伝い旅参加者に発信するため、練習会を開催した。 ・10/26に島お手伝い旅（主催：公益社団法人香川県観光協会（香川県観光振興課）旅行企画・実施：(株)JTB）の参加者19人を島ガイドの子供たちを中心に粟島の魅力あるスポットに案内した。 訪れた方に粟島の歴史や景色を感じてもらい、粟島の魅力を伝えた。 			
実施日時	通年			
実施場所	詫間町内			
受益者	詫間案内人参加者 島お手伝い旅参加者	従事人数	のべ50人	
本事業の評価	参加した子ども達は地域の昔話や魅力を学び、自分達の住む町について来訪者に伝えることの重要性を感じることができた。	次年度以降の実施予定	（継続）廃止	
決算額	収入額 96,304 円		支出額 96,304 円	
	内訳	交付金 96,304 円	内訳	業務委託料 10,314 円
				諸謝金 13,000 円
				旅費交通費 21,530 円
				印刷製本費 24,090 円
				消耗品費 21,370 円
		賃借料 6,000 円		

事業名	デジタル社会に適応するための共助事業					
事業目的	デジタル活用力の向上のため、得意な市民が苦手な市民を支える共助の仕組みを構築する					
事業内容	<p><デジタル活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5/29 MitoPay相談会を開催（1人参加）。 ・スマホ教室（各町老人会他）を5月～9月で計9回開催。（合計71人参加） ・「スマホで紫雲出山の紫陽花を取ろう!!（主催：三豊市産業政策課）」業務を受託。（12人参加。） ・11/13 デジタル推進委員会養成講座を開催。（2人新規任命） （デジタル推進委員 計23人） ・デジタル推進委員スキルアップ勉強会「スマホを使った生成AI はじめの一步 勉強会」を開催。デジタル推進員12人が参加。 					
実施日時	通年					
実施場所	マリンウェーブ 紫雲出山 三豊市内					
受益者	三豊市民 参加者 デジタル推進委員	従事人数	のべ50人			
本事業の評価	デジタル推進委員から参加者にスマホの利用が利便性を高め、多くの活用方法があることを伝えられた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止			
決算額	収入額	33,000 円	支出額	30,890 円		
	内訳	受託事業収益	33,000 円	内訳	諸謝金	29,000 円
					賃借料	1,890 円

事業名	事業収益事業					
事業目的	受託業務の実施とテントの貸出、整備 他					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 主催：公益社団法人香川県観光協会（香川県観光振興課） 旅行企画:(株)JTBの「島お手伝い旅」において粟島のガイドを行った。（19人） マルシェ等で利用するテントの貸出。たくまるしえ、桜マルシェ（紫雲出山桜シーズン）、フラワーパーク浦島入園者対応用 テント利用者 他 					
実施日時	通年					
実施場所	大浜漁港 フラワーパーク浦島 たくまるしえ 粟島 他					
受益者	紫雲出山桜まつり協賛会 花と浦島イベント実行委員会 参加者	従事人数	のべ30人			
本事業の評価	受託事業として活動し収入が増加。テント貸出については、維持管理が必要。	次年度以降の実施予定	継続・廃止			
決算額	収入額	94,000 円	支出額	26,260 円		
	内訳	受取負担金	61,000 円	内訳	諸謝金	14,000 円
		受託事業収益	33,000 円		旅費交通費	12,260 円

事業名	紫雲の里竜宮事業			
事業目的	詫間町PRと地域資源活用のため			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 紫雲の里竜宮として、「粟島歩き遊遊」（平成26年作成）、粟島カルタ、粟島グッズ（帽子、てぬぐい、缶バッジ、マスキングテープなど）の販売を行った。 たくまるしえ等で物品の販売を行った。（飲み物、果物 他） みとよカレンダー（三豊市観光交流局作成）11冊の販売を行った。 			
実施日時	6月～2月			
実施場所	詫間町全域			
受益者	参加者	従事人数	10人	
本事業の評価	様々な場面で販売を行うことができた。今後も、粟島での粟島グッズ販売と、その他物品販売の継続を行う。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	190,750 円	支出額	0 円
	内訳	事業収益	190,750 円	内訳

事業名	業務受託事業						
事業目的	地域内で行われるイベント等の円滑な運営のため						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・紫雲出山桜まつり協賛会 紫雲出山への来訪者への対応と近隣住民への対応 ・花と浦島イベント実行委員会 フラワパーク浦島への来場者対応と近隣住民への対応 						
実施日時	通年						
実施場所	大浜漁港 フラワパーク浦島 他						
受益者	参加者	従事人数	のべ40人				
本事業の評価	近隣住民に配慮しながら、参加者をスムーズに会場へ誘導し、町内で行われるイベントを円滑に運営することができた。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止				
決算額	収入額 598,807 円		支出額 598,807 円				
	内訳	受託事業	598,807 円	内訳	給料手当	540,000 円	
						通信運搬費	24,807 円
						印刷製本費	34,000 円

事業名	たくま港まつり協賛会事務局業務受託事業						
事業目的	貿易港としての特質を生かし、詫間町及び、周辺住民が交流できる場の提供と地域の活性化						
事業内容	<p>祭に向けて体制を確認し、寄付金集金、看板立、ステージ設営、交通規制、テント設置準備など行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織名簿の作成 2. 各会議(総会・部会長会・部会)の案内及び資料作成・準備 3. 各申請書(別紙)の作成・届出処理 4. 各部会、連絡調整・企画立案した資料作成及び準備 						
実施日時	通年、第53回三豊たくま港まつり 8/10						
実施場所	詫間町全域						
受益者	各団体、詫間町住民	従事人数	のべ80人				
本事業の評価	市内外からおよそ25,000人が参加する地域をあげての祭であり、地域に活気と交流が生まれるなど成果が大きい。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止				
決算額	収入額 1,024,000 円		支出額 1,024,000 円				
	内訳	受託事業	774,000 円	内訳	給料手当	1,000,000 円	
		未収金	250,000 円			通信運搬費	8,000 円
						印刷製本費	16,000 円

4. 総会、理事会等の開催状況

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊託間通常総会		
開催日時	令和6年4月19日(金) 18時30分～	出席状況	65名〈出席者28名委任状37名〉
審議及び議決内容	第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算及び監査報告について 第2号議案 令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 第3号議案 理事及び監事の選任について		

会議名	第1回理事会		
開催日時	令和6年5月16日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1. 職員の雇用について 2. 研修会について		

会議名	第2回理事会		
開催日時	令和6年6月13日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1. 就業規則について		

会議名	第3回理事会 中止		
開催日時	令和5年7月11日(木)	出席状況	出席0名
審議及び議決内容	中止		

会議名	第4回理事会 中止		
開催日時	令和6年8月8日(木)	出席状況	出席0名
審議及び議決内容	中止		

会議名	第5回理事会		
開催日時	令和6年9月19日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1. コミュニティ施設指定管理事業（松崎コミュニティセンター）について 2. 令和7年度事業計画について		

会議名	第6回理事会		
開催日時	令和6年10月10日(木) 18時00分～	出席状況	出席10名
審議及び議決内容	1. 令和7年度事業計画について		

会議名	第7回理事会		
開催日時	令和6年11月14日(木) 18時00分～	出席状況	出席9名
審議及び議決内容	1. 子どもゆめ基金申請について 2. まちづくり推進隊の今後について		

会議名	第8回理事会 中止		
開催日時	令和6年12月12日(木)	出席状況	出席0名
審議及び議決内容	中止		

会議名	第9回理事会		
開催日時	令和7年1月16日(木)18時00分～	出席状況	出席7名
審議及び議決内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和7年度 職員雇用について 2. 令和7年度 総会について 		

会議名	第10回理事会		
開催日時	令和7年2月13日(木)	出席状況	出席0名
審議及び議決内容	中止		

会議名	第11回理事会		
開催日時	令和7年3月13日(木) 17時55分～	出席状況	出席9名
審議及び議決内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和7年度予算について 2. 令和6年度下期費用弁償について 3. まちづくり推進隊高瀬との合同事業について 		

会議名	第12回理事会		
開催日時	令和7年4月10日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和6年度事業報告・収支決算について 2. 令和7年度事業計画(案)・収支予算(案)について 		

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間

代表者氏名 理事長 猪兒 勇二 様

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(NPOの場合は、活動計算書)及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 7 年 4 月 6 日

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

監事

秦 俊之



監事

森 伸男



決算報告書

第 13 期

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 2 7

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊 託問
全事業所

[税込] (単位:円)
令和7年3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	446,043
小口 現金	10,000	預り金(源泉所得税)	29,707
普通 預金	1,168,480	流動負債 計	475,750
現金・預金 計	1,178,480	負債の部合計	475,750
(売上債権)		正 味 財 産 の 部	
未 収 金	250,000	【正味財産】	
売上債権 計	250,000	正味 財産	987,588
流動資産合計	1,428,480	(うち当期正味財産増加額)	△1,112,315
【固定資産】		正味財産 計	987,588
(有形固定資産)		正味財産の部合計	987,588
構 築 物	1		
機械及び装置	34,852		
什器 備品	5		
有形固定資産 計	34,858		
固定資産合計	34,858		
資産の部合計	1,463,338	負債・正味財産の部合計	1,463,338

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 7年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

10,000

普通 預金

1,168,480

現金・預金 計

1,178,480

(売上債権)

未 収 金

250,000

売上債権 計

250,000

流動資産合計

1,428,480

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

1

機械及び装置

34,852

什器 備品

5

有形固定資産 計

34,858

固定資産合計

34,858

資産の部 合計

1,463,338

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

446,043

預り金 (源泉所得税)

29,707

流動負債 計

475,750

負債の部 合計

475,750

正味財産

987,588

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業 収入	2,530,850
受取交付金	9,658,000
負担金収入	584,967
雑 収 入	139,259
売 上 高	35,917
受託事業収入	1,606,000
受取利息収入	1,557

経常収入 計

14,556,550

【事業費】

給料手当(事業)	1,985,000
業務委託費(事業)	1,826,614
諸 謝 金(事業)	272,939
使 用 料(事業)	28,548
印刷製本費(事業)	279,873
会 議 費(事業)	715
旅費交通費(事業)	236,560
通信運搬費(事業)	125,285
消耗品費(事業)	297,511
食 糧 費(事業)	4,809
修 繕 費(事業)	55,440
水道光熱費(事業)	1,129,358
賄材料費(事業)	22,959
燃 料 費(事業)	16,355
地代家賃(事業)	6,480
賃 借 料(事業)	72,580
保 險 料(事業)	25,490
借 上 料(事業)	66,000
租税公課(事業)	82,800
研 修 費(事業)	11,000
支払助成金(事業)	285,000

当期事業費 計

6,831,316

合 計

6,831,316

事業費 計

6,831,316

【管理費】

給料 手当	4,945,827
役員 報酬	600,000
役員議事報償費	360,000
法定福利費	871,712
通 信 費	281,382
水道光熱費	28,700
旅費交通費	660
事務用消耗品費	183,056
印刷製本費	247,479

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊 託問
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

賃借料	29,860	
修繕費	52,400	
車両燃料費	83,613	
保険料	235,020	
租税公課	△22,284	
諸会費	10,000	
リース料	408,243	
業務委託料	482,462	
減価償却費	39,419	
管理費計		<u>8,837,549</u>
経常収支差額		<u>△1,112,315</u>
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
その他資金収入計		0
【その他資金支出】		
その他資金支出計		<u>0</u>
当期収支差額		<u>△1,112,315</u>
前期繰越収支差額		<u>1,391,171</u>
次期繰越収支差額		<u>278,856</u>

特定非営利活動に係る活動計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業 収入	2,530,850
受取交付金	9,658,000
負担金収入	584,967
雑 収 入	139,259
売 上 高	35,917
受託事業収入	1,606,000
受取利息収入	1,557
経常収入 計	14,556,550

【事業費】

給料手当(事業)	1,985,000
業務委託費(事業)	1,826,614
諸 謝 金(事業)	272,939
使 用 料(事業)	28,548
印刷製本費(事業)	279,873
会 議 費(事業)	715
旅費交通費(事業)	236,560
通信運搬費(事業)	125,285
消耗品費(事業)	297,511
食 糧 費(事業)	4,809
修 繕 費(事業)	55,440
水道光熱費(事業)	1,129,358
賄材料費(事業)	22,959
燃 料 費(事業)	16,355
地代家賃(事業)	6,480
賃 借 料(事業)	72,580
保 険 料(事業)	25,490
借 上 料(事業)	66,000
租税公課(事業)	82,800
研 修 費(事業)	11,000
支払助成金(事業)	285,000
当期事業費 計	6,831,316
合 計	6,831,316

事業費 計

14,556,550

6,831,316

【管理費】

給料 手当	4,945,827
役員 報酬	600,000
役員議事報償費	360,000
法定福利費	871,712
通 信 費	281,382
水道光熱費	28,700
旅費交通費	660
事務用消耗品費	183,056
印刷製本費	247,479

特定非営利活動に係る活動計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊 託問
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

賃借料	29,860	
修繕費	52,400	
車両燃料費	83,613	
保険料	235,020	
租税公課	△22,284	
諸会費	10,000	
リース料	408,243	
業務委託料	482,462	
減価償却費	39,419	
管理費計		8,837,549
経常収支差額		△1,112,315
当期正味財産増加額		△1,112,315
前期繰越正味財産額		2,099,903
当期正味財産合計		987,588

全役員名簿

(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間

役職名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	猪 兒 勇 二	三豊市詫間町詫間809番地2	R6.4.1~ R7.3.31	有
副理事長	内 田 利 仁	三豊市詫間町詫間5612番地	R6.4.1~ R7.3.31	有
副理事長	陶 山 光 義	三豊市詫間町香田307番地	R6.4.1~ R6.4.19	有
副理事長	宮 崎 奈 緒	三豊市詫間町詫間677番地54	R6.4.19~ R7.3.31	有
理 事	太 田 雅 博	三豊市詫間町香田甲4番地	R6.4.1~ R7.3.31	無
理 事	大 谷 和 則	三豊市詫間町詫間1516番地	R6.4.1~ R7.3.31	無
理 事	大 下 利 勝	三豊市詫間町積223番地	R6.4.1~ R7.3.31	無
理 事	陶 山 光 義	三豊市詫間町香田307番地	R6.4.1~ R7.3.31	無
理 事	久 保 田 守	三豊市詫間町松崎2780番地337	R6.4.1~ R7.3.31	無
理 事	竹 安 孝 行	三豊市詫間町詫間4529番地	R6.4.1~ R6.4.19	無
理 事	本 田 進	三豊市詫間町松崎1688番地3	R6.4.1~ R6.4.19	無
理 事	松 村 慶 吾	三豊市仁尾町仁尾甲137番地3	R6.4.1~ R6.4.19	無
理 事	湊 俊 之	三豊市詫間町積1342番地1	R6.4.1~ R6.4.19	無
理 事	三 宅 俊 輝	三豊市詫間町詫間1183番地37	R6.4.1~ R6.4.19	無
理 事	森 伸 男	三豊市詫間町大浜甲1934番地1	R6.4.1~ R6.4.19	無
理 事	吉 田 明 生	三豊市詫間町詫間5630番地9	R6.4.1~ R7.3.31	無
理 事	山 下 正 記	三豊市詫間町松崎165番地28	R6.4.19~ R7.3.31	無
監 事	湊 俊 之	三豊市詫間町積1342番地	R6.4.19~ R7.3.31	無
監 事	森 伸 男	三豊市詫間町大浜甲1934番地1	R6.4.19~ R7.3.31	無
監 事	江 頭 昌 道	三豊市詫間町大浜甲1175番地1	R6.4.1~ R6.4.19	有
監 事	矢 野 太 一	三豊市詫間町詫間629番地1	R6.4.1~ R6.4.19	有

特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市詫間町内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい詫間町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれるコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) まちの魅力向上に関する事業
- (6) 自治会活動との連携に関する事業
- (7) 公民館活動との連携に関する事業
- (8) 関係諸団体との連携に関する事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第 8 条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 12 条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 13 人以内
 - (2) 監事 2 人以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、法令、定款の定め並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事長及び副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 前 3 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
 - 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べるができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経る事無く開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、第 33 条第 4 項の場合及び議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

- 4 前2項の規定により表決もしくは委任した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 部会及び委員会の設置

(部会及び委員会の設置)

第38条 この法人の目的及び特定非営利活動の種類ごとに、それぞれの事業を実施するために、部会及び委員会を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 活動の区域

(活動の区域)

第 55 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 12 章 雑則

(雑則)

第 57 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宮 川 正 夫
副理事長	江 頭 昌 道
副理事長	谷 口 勝 久
理事	田 坪 由香里
理事	田 中 達 也

理事	富	山	マユミ
理事	中	田	勝久
理事	森		伸男
理事	矢	野	太一
監事	工	藤	加代子
監事	藤	井	隆盛

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

本書は、当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間
理事長 猪 兒 勇 二